

4月（6月請求分）から

水道料金を改定します

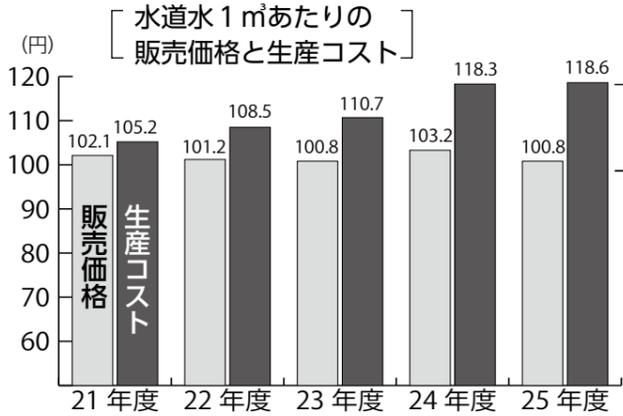
安全な水を
安定してお届けするため
ご理解とご協力をお願いします

水道施設の経営状況

水道事業は、平成19年4月に各地域の水道料金を統一し、平成21年4月には簡易水道特別会計を上水道会計に統合するなど効率的な運営に努めています。

しかし、広報12月号でお知らせしましたとおり、給水原価（生産コスト）が供給単価（販売価格）を上回るという赤字体質にあり、経営改善が必要となっています。また、水道施設の老朽化により、維持管理費や修繕費がこれまで以上に必要となってきます。

市民の皆さまのライフラインである水道を守り、安全な水を安定供給するため、水道料金収入が約22・3%増収となる料金改定を平成27年4月に実施します。



今回の料金改定は、主に経常的な赤字体質の改善を図ることを目的としています。
この改定によって、水道事業基本計画に基づく、平成30年度までの緊急性の高い事業等は計画的に実施できますが、水道施設の老朽化や耐震化対策に要する費用の確保までは難しい状況にあります。
このため、今後は、水道料金を定期的に見直ししていきます。

料金改定の目的

水道施設の耐震化状況

水道施設（簡易水道、飲料水供給施設を除く。）の耐震化状況は、平成26年3月31日現在で次のとおりです。

- ▼配水池（7池）
すべて耐震性能を満たしています。
- ▼基幹管路（導水管・送水管・配水本管）
耐震化率 5.7%
- ▼浄水施設
耐震性能確認をしていません。

料金改定のポイント

①口径別料金の採用
水道メーターの口径（給水管の呼び径）で基本料金が変わる口径別料金とします。これは、水道施設の規模が最も多く使われるときの水の量で決まるため、一度に多くの水を使える大きい口径ほど費用の負担を高くするものです。



口径はメーター蓋に明示されています。

②基本水量の変更（20m³から10m³）
以前は、公衆衛生上、水道の利用促進を目的に一定水量までの料金を定額としていました。近年は、節水意識の向上と公平性の観点から基本水量のない水道事業者が増えていきます。
水道を取り巻く状況の変化と水道水の使用実態などから、基本水量を20m³から10m³に変更します。

公共下水道事業の受益者分担金（負担金）を統一します。

これまで合併前の区域により異なっていた単位分担金（負担金）の額を、平成27年4月1日から次のとおり統一します。

- 現行**
- 1m³当たりの単価 300円～400円
 - 公共汚水樹1基 20万円
- 改正後**
- 1m³当たりの単価 350円

4月1日以降に賦課する土地に改正後の金額を適用します。既に徴収猶予をしている土地は現行（改正前）のままです。減免基準、徴収猶予基準の改正もありません。詳しくはお問い合わせください。

料金があがるの？

口径13mmの使用者が次のケースで水道水を使用した場合の料金を比較しました。（2か月、消費税込）

使用水量	現行の料金	改正後の料金
10m³	1,720円	1,400円
20m³	1,720円	2,370円
30m³	2,590円	3,340円
40m³	3,450円	4,420円
50m³	4,320円	5,500円

どうやって計算するの？

例えば・・・
口径13mmの使用者が、50m³の水道水を使用した場合

(基本料金)	1,300円
(超過料金 11～30m³)	90円×20m³ = 1,800円
(超過料金 31～50m³)	100円×20m³ = 2,000円
計	5,100円
消費税(8%)	408円
合計(10円未満切捨て)	5,500円

水道料金はどのようになるの？

基本料金 (2か月、消費税抜)

【改定後】

口径	基本水量	基本料金
13mm	10m³まで	1,300円
20mm		1,400円
25mm		2,300円
30mm		3,600円
40mm		6,600円
50mm		10,000円
75mm		25,000円
100mm		46,000円

【現行】

基本水量	基本料金
20m³まで	1,600円

超過料金 (2か月、消費税抜)

【改定後】

超過水量	超過料金 (1m³につき)
10m³まで (基本料金に含む)	—
10m³を超え30m³まで	90円
30m³を超え100m³まで	100円
100m³を超え200m³まで	130円
200m³を超え500m³まで	150円
500m³を超える分	170円

【現行】

超過水量	超過料金 (1m³につき)
20m³まで (基本料金に含む)	—
20m³を超え60m³まで	80円
60m³を超え140m³まで	90円
140m³を超え200m³まで	100円
200m³を超え500m³まで	120円
500m³を超え1000m³まで	140円
1000m³を超え1500m³まで	160円
1500m³を超える分	180円

平成27年度 国民健康保険税 税率

項目	項目の説明	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
		0歳以上75歳未満		40歳以上65歳未満
所得割	加入者の前年の所得(総所得金額等-33万円)に応じて算出	6.8% (5.3%)	1.9% (1.5%)	2.0% (1.4%)
資産割	加入者の当該年度の固定資産税額(土地・家屋)に応じて算出	10.0% (20.0%)	3.5% (7.0%)	3.5% (7.0%)
均割額	加入者1人あたりの額	25,900円 (23,800円)	7,400円 (6,800円)	9,800円 (9,000円)
平割額	1世帯あたりの額	20,800円 (19,400円)	6,000円 (5,600円)	5,400円 (5,200円)
課税限度額		51万円	16万円	14万円

※()内は平成26年度の税率・税額です。
 ※課税限度額は、税制改正により引き上げが予定されています。

安心して医療が受けられるために…

平成27年度から、国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険(国保)は、皆さんが病気やけがをされたときに必要な給付を行い、安心な生活を送るために設けられた相互扶助の社会保障制度です。引き続き、皆さんが安心して医療が受けられる健全な事業運営を図るため、平成27年度から国民健康保険税の税率を引き上げます。

国保の財源は？

国民健康保険の財源は、加入者が納める国民健康保険税(国保税)のほか、国・県からの補助金などがあります。

市では、税制改正による課税限度額の引き上げを除き平成22年度以降は税率を据え置いてきました。

医療費は県内上位

主な歳出は医療費です。

当市は県内でも特に高齢化率が高く、また医療費は、医療の高度化が進む中で年々増加しています。

す。このようなこともあり、1人当たりの医療費は、県内でも上位に位置しています。

平成25年度は歳入不足に…

このような状況で、平成25年度は、歳入不足を一般会計からの借り入れを受けて大変厳しい国保事業を運営しています。

平成26年度についても一般会計からの借り入れを受けて大変厳しい国保事業を運営しています。

※繰上充用とは、会計年度(4月1日～3月31日)経過後に歳出に対して歳入が不足した場合は、翌年度の歳入でその不足分を補てんすることです。

安心して医療を受けられるように、税率を改正します

現在の国保税の税率では、皆さんが安心して医療が受けられる健全な事業運営を図ることが困難です。このため、やむを得ず税率を引き上げる改正を行います。

加入者の皆さんには、これまでの以上の税負担をお願いすること

なりますが、財政の厳しい状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。

運営主体が県へ移るため、他市と税率の算定方式をそろえます

国保の運営主体は、将来的には県へ移行する予定です。

保険税はいくらになるのかなあ…？



- 今後の削減予定
 - ・平成27年度… 産割額の税率を半分に引き下げ
 - ・平成28年度… 資産割額の廃止

国保税は、加入者の負担能力に応じた応能部分(所得割額・資産割額)と加入者全体で負担する応益部分(均等割額・平等割額)が、市全体の国保税において、おおむね50:50となるようバランスをとることとなります。

現在、県内で算定方式に資産割額を含めている市は当市のみとなっています。県内の他市との算定方式をそろえるため、税率改正の中で段階的に資産割額の廃止を行います。



一例をお示しして、「説明します。」

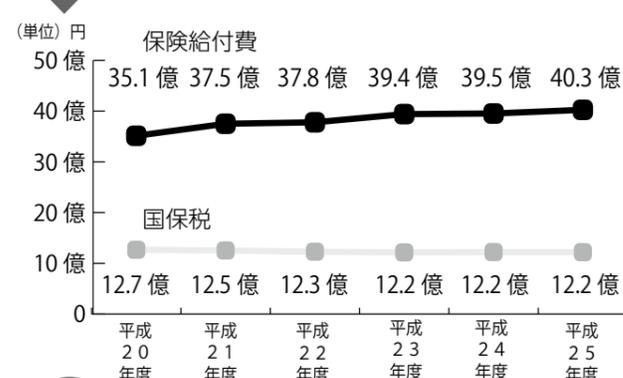
まず、国保税は、世帯で加入されている人数や年齢、加入者の所得と固定資産税に基づき計算されるため、今回の税率改正による影響は全ての世帯で同じではありません。

例えば、次のような世帯を想定して保険税を算定してみると…

【世帯状況】	
(加入者)	40歳代夫婦と子ども2人
(所得金額)	300万円
(固定資産税額)	5万円

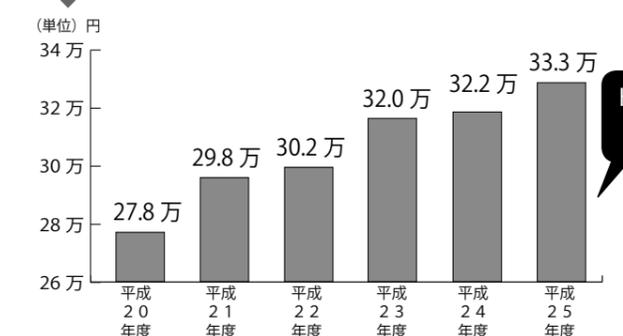
改正前(平成26年度)は、406,400円
 改正後(平成27年度)は、479,000円
 となり、72,600円の増額となります。
 これは、あくまで一例です。各世帯の状況により異なります。

保険給付費と国保税の年度別推移



H20年度から… 保険給付費が、約5億円増加しているにもかかわらず、国保税は、約5千万円減少

一人当たり療養諸費用額 (医療費など)



H20年度から… 5.5万円増加

健康づくりに努め 医療費を抑制しましょう!

- 毎年特定健康診査を受診し、病気の早期発見・早期治療を!
- ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用しましょう!

○国民健康保険の制度や給付に関すること
 図 保険年金課 ☎(25) 8137

○国民健康保険税の内容や計算に関すること
 図 税務課 ☎(25) 8116

▼ 所得税の申告

▼申告が必要な方

- 平成 26 年中の所得の合計が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方
- 給与所得がある方で次のいずれかに該当する方
 - ①給与収入金額が 2,000 万円を超える
 - ②給与を一か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が 20 万円を超える
 - ③給与を二か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が 20 万円を超える。

※①～③以外の方にも、申告が必要な場合があります。

▼譲渡所得の確定申告

土地、建物、株式、金地金等の資産を売却した際に、譲渡益が生じている場合には、譲渡所得として所得税の課税の対象となります。

また、平成 24・25 年分の確定申告で「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例」の適用を受けるための手続きをされている方は、平成 26 年中に株式等の譲渡がなかった場合でも、平成 26 年分の確定申告書の提出が必要です。

▼ 贈与税の申告 2月2日(月) ~ 3月16日(月)

▼申告が必要となる主な方

贈与税は個人からの財産を譲り受けたときに発生する税金で、課税の方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の 2 つがあります。

【暦年課税】…

一人の人が 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に譲り受けた財産の合計額から基礎控除の 110 万円差し引いた残りの額に対してかかります。したがって、1 年間のもらった財産の合計額が 110 万円以下なら贈与税はかかりません。（こ

の場合、贈与税の申告は不要です）

【相続時精算課税】…

一定の要件に該当する場合に選択することができます。相続時精算課税を選択した場合、贈与を受けた財産の価格から特別控除額を控除した残額に対して贈与税がかかります。

なお、相続時精算課税制度を適用し特別控除額を控除するためには、期限内（3 月 16 日）に贈与税の申告が必要です。

開催日	会場	受付時間
2月5日(木)	安曇川公民館	9時～11時30分 13時～15時30分
2月6日(金)	マキノ支所	9時～11時30分
	朽木支所	
2月9日(月)	高島支所	9時～11時30分 13時～15時30分
2月10日(火)	今津支所	9時～11時30分
2月12日(木)	市役所本庁	9時～11時30分

農業収支の事前相談会

平成 26 年分農業所得の収支内訳書を作成していただくための相談会を次の日程で開催します。申告期間中は大変混みますので、ぜひこの機会をご利用ください。

▼次のものをお持ちください。

- ・平成 26 年分収支内訳書の控え（内容ごとに集計し、収支内訳書の控に下書きをしておいてください。）
- ・収支内訳書を作成するために集計した帳簿類
- ・平成 25 年分（前年分）収支内訳書の控
- ・筆記用具、電卓



平成 26 年分

TAX 税の申告 がはじまります

自分で書いてお早めに

問 税務課 ☎(25) 8116 今津税務署 ☎(22) 2561

申告期間

2月16日(月) ~ 3月16日(月)

平成 27 年度（平成 26 年分）の市民税・県民税の申告と平成 26 年分の所得税および復興特別所得税（所得税等）の確定申告が始まります。

申告期間中の各会場の受付曜日は右の表のとおりです。ご都合の良い日、会場をご利用ください。

受付時間

8時30分～11時30分
13時～16時30分

会場	曜日	月	火	水	木	金
市役所税務課		●	●	●	●	●
マキノ支所			●		●	
今津支所		●		●		●
朽木支所			●		●	
安曇川公民館		●		●		●
高島支所			●		●	

●印が受付日です。

▼ 市民税・県民税の申告

▼申告が必要な方

平成 26 年現在、高島市に居住されている方。

ただし、次の方を除きます。

- ①所得税の確定申告を提出した方。
- ②前年中の所得が給与所得のみで、年末調整を済ませている方（勤務先から給与支払報告書のあった方に限ります。）

※平成 23 年分の所得申告から、公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合は、その年分の所得税等の確定申告等は必要ありません。しかし、市民税・県民税の申告は必要になりますのでご注意ください。

※所得が全くない方でも、国民健康保険や後期高齢者医療保険などに加入されている方は申告が必要です。また、介護保険、福祉医療、高額医療の申請をされる方や国民年金の免除申請等をされる方についても申告が必要となる場合がありますので、申告期間中に申告してください。※所得証明が必要な方は、申告をされていないと発行できません。

確定申告に必要です。大切に保管してください。

平成 26 年中に国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を普通徴収で納められた方に、納付額を記載した「確定申告用納付確認書（介護保険料は「介護保険料納付証明書」）」を 1 月下旬に送付しています。

▼申告に必要なもの

- 申告書用紙（昨年申告された方）
- 印鑑
- 給与所得者
 - ➔ 給与所得の源泉徴収票
- 公的年金の受給者
 - ➔ 公的年金等の源泉徴収票
- 生命保険料や地震保険料など
 - ➔ 支払金額の証明書
- 国民年金保険料・国民年金基金
 - ➔ 支払金額の証明書（控除証明書）
- 国民健康保険税（料）および後期高齢者医療保険料や介護保険料の納付金額が確認できる資料
- 医療費控除を受けようとする方は、平成 26 年中に支払った医療費の領収書
 - あらかじめ集計し、支払先が多い場合は「医療費の明細書」を作成してください。
- 事業所得者
 - ➔ 決算書（収支内訳書）
- 営業や農業による収入がある方は、あらかじめ自分で決算書（収支内訳書）を作成したうえで申告にお越しください。
- 所得税の還付申告をされる方は、預金通帳口座番号（申告者名義のもの）
- その他（申告の内容により必要な書類があります。）



3月1日 12時～16時
会場 高島市観光物産プラザ

びわ湖たかしま就職フェア

就職活動の前に市内企業の魅力を知ってみませんか!?

現在求職中の方や、平成27年春・平成28年春卒業予定の大学生・専門学校生の方などで高島市での就職をお考えの方と、人材を求める市内企業の出会いの場として、「びわ湖たかしま就職フェア」を開催します。

今回のフェアは平成28年3月大学等卒業予定者（現大学3年生等）への広報活動解禁直後に開催することで、いち早く市内企業の魅力をお知らせし、選考のきっかけとしていただくことを目的として開催します。地元高島の企業について知っていただけるまたとないチャンスです。

ご友人・ご家族等お誘いあわせの上、ぜひご来場ください。

参加無料・事前予約不要

地元企業の魅力
こんなにあるんだ

PR・相談コーナー
12時～16時

事業所ごとにブースを設け、事業の紹介や、製品・商品のPRを行います。定住相談や就業相談コーナーも開設する予定です。

合同企業説明会
13時～16時

市内企業が各社順番に説明やPRを行います。市内のいろいろな企業を知っていただけます。出入りは自由です。

※当日公開されている求人情報は、中途採用・平成27年春採用の情報となります。平成28年3月大学等卒業予定者を対象とした求人情報は、平成27年8月からの開示となります。

商工振興課 ☎(25) 8514

「高島市いじめ防止基本方針」を策定しました

子育て支援課 ☎(25) 8136
学校教育課 ☎(32) 4471

高島市では、いじめのない社会・地域を目指して「高島市いじめ防止基本方針」を策定しました。高島市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定や、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容、児童福祉法等の理念や目的等を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めたものです。

特色

高島市いじめ防止基本方針の特色として、中江藤樹先生の教えや「お互いさま」、「おかげさま」の心を大切にしながら、高島市の子どもたちが心身ともに、健康に成長していけるよう、いじめ問題の克服を目指した取り組みを推進していく姿勢を示しています。

いじめ問題は主に小中学校で起こる問題であるというイメージがあります。しかし、いじめ防止の手立てとして、子どもが最も成長・発達し、人間としての基礎が形成される極めて重要な時期である乳幼児期にも着目しています。保護者および乳幼児に対し保育・教育・子育ての一連の営みの中で支援し

ていくことや、乳幼児期に発達の筋道に沿って成長するために必要となる乳幼児保育・教育を実施するため、保護者や地域と共に市の乳幼児保育・教育内容の充実に努めることとしています。

また、早期発見の手立てとして、児童生徒や保護者に対していじめに関する相談窓口を確保し、身近に相談できる環境づくりによる家庭教育のサポート体制の充実に努めます。

そして、家庭や地域、関係機関との連携として、学校や家庭以外で児童生徒が直接関わる機会のある団体の協力や連携といった支援体制の整備に努めることとしています。

策定の経緯

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、10月には国の「いじめ防止基本方針」が策定されました。

いじめ防止対策推進法第12条には「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌（参考にして長所を取り入れること。）し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。」と規定されていることから、本市においても、いじめ問題に対応していくため、「高島市いじめ防止基本方針」を定めることとしました。

なお、市民の皆さんのご意見をいただくため、昨年10月10日（金）から11月10日（月）までパブリックコメントを実施しました。

いじめの具体的な例はどのようなものがありますか？

いじめの具体的な例はこのようなのがあります。

- ・冷やかしからい、悪口や脅し、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れにされる、集団で無視をされる。
- ・ぶつかられたり、遊ぶふりをし叩かれる・蹴られる。
- ・金品を要求される。
- ・金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられるなど。
- ・嫌なこと・恥ずかしいこと・危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷をされる（インターネットによるいじめ）

ここに挙げた例は一部ですが、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかは、いじめられた子どもたち、児童生徒の立場に立って判断することが必要となります。

学校、家庭、地域、市 一体となっていじめ対策に取り組ましよう

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものです。

いじめは主に学校で起こっていると思われがちですが、学校以外にも子どもたちが普段関わりを持っている団体や友人関係、地域活動の中でも起こり得るものです。子どもたちが抱えている悩みやしんどさを発見し、また、子どもたちが相談しやすい環境を作り出すことが、いじめの防止・いじめの早期発見・いじめの早期解決につながるためにも重要となります。そのためには、学校だけでなく、家庭や地域、子どもたちの側にいる大人が子どもたちを見つめ、子どもたちの変化を見逃さないことが大切です。高島市の子どもたちが、心身共に健やかに成長できるように、学校、家庭、地域、市が一体となっていじめ問題対策に取り組んでいきましょう。

平成27年4月 から 高島市屋外広告物条例 を 施行します

市では、平成27年4月1日から高島市屋外広告物条例を施行します。
 これまで運用していた滋賀県屋外広告物条例とは以下の点が大きく変わります。
 屋外広告物を掲出されている方または掲出しようとする方は、規制内容を確認いただき、
 許可が必要な場合は、都市計画課に許可申請書を提出してください。
 高島の良好な景観を形成するため、皆さんのご協力をお願いします。

▼主な変更点

	滋賀県条例 (現行)	高島市条例
適用区域	都市計画区域内	高島市全域
地域地区	禁止地域と許可地域	第1種～第4種地域
自家用野立広告物の高さの規制	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止地域 10 m以下 ・許可地域 20 m以下 (住居系用途地域は10 m以下) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種地域 5 m以下 ・第2種地域 20 m以下 ・第3種、4種地域 10 m以下
案内図板の規制	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止地域 高さ ≤ 4.5 m、面積 ≤ 3㎡ ・許可地域 高さ ≤ 4.5 m、面積 ≤ 5㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種地域 高さ ≤ 3 m、面積 ≤ 1㎡ ・それ以外の地域 高さ ≤ 3 m、面積 ≤ 3㎡
色彩と発光の規制	規制なし	<ul style="list-style-type: none"> 第1種地域 ・色彩 マンセル値^{※1}による彩度 8 以下 (※1)マンセル値とは、色を色相、明度、彩度に分けて数値表現した体系。 ・発光 可変式照明を用いた電光掲示板等を禁止
管理用看板の適用除外	5㎡以内は適用除外	1㎡以内は適用除外

4月1日
施行

【屋外広告物条例とは】

屋外広告物とは、文字、イラスト、写真およびシンボルマークなどを、常時または一定期間継続して、屋外で公衆（不特定多数）に対して表示されるものを指します。
 この条例は、良好な景観の形成、風致の維持、または公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示や掲出物件の設置、およびこれらの維持について必要な規制を行うものです。

☎ 都市計画課 ☎ (22) 0904

宝くじの収益が、 コミュニティ活動に 役立てられています



地域づくりのために交付される宝くじの助成金を受け、針江区（新旭）では和太鼓の整備が行われました。
 この事業はコミュニティ活動の健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報活動を行うもので、コミュニティ活動に必要な施設や備品の整備に助成されます。



☎ 市民協働課 ☎ (25) 8526

地域で支えあい、住みよいまちへ 自治会に加入しましょう

自治会（区・町内会など）は、地域に住む人たちがともに支えあいながら、住みよい地域づくりを行うために自主的に組織されている団体です。
 現在、市内には204の自治会があります。
 自治会では、防災・防犯活動、お祭りやレクリエーション活動、地域福祉、環境美化などのさまざまな活動を行い、住民同士の交流と連携を深めています。
 自治会への加入は自由ですが、各自治会では、会費などを寄せ合っただけでなく、防犯灯を整備するなど、日々の暮らしに不可欠な活動にも取り組んでいます。
 自治会活動は、あなたの日々の暮らしにつながるまちづくり活動です。
 ぜひ、自治会に加入して住みよい地域づくりに努めましょう。

自治会活動を応援しています！ みんなで創るまちづくり交付金

市では、自治会が行うまちづくり活動について「みんなで創るまちづくり交付金」を交付しています。各自治会では、この交付金を活用して住みよい地域づくりのための活動に取り組まれています。

今後も、みんなでアイデアや力を出し合い、心がかよひ合う地域づくりにつながっていきましょう。

☎ 市民協働課 ☎ (25) 8526



安心して出産を迎えていただくために

4月から

助産師外来を開設

します

「助産師外来」とは助産師が行う妊婦健診のことです。

高島市民病院の熟練した助産師がきめ細やかなサービスで皆さんをサポートします。

Q1 どのような人が利用できるの？

正常な経過をたどられている方で医師の許可が出た方です。

Q2 健診内容は？

医師の健診と同じ内容です。超音波では赤ちゃんの向きや動きを見ます。

Q3 いつどこですの？

産婦人科外来です。
金曜日の午後から一人あたり30分の完全予約にさせていただきます。

Q4 健診料金はいくらですか？

通常の健診料金と同じです。
妊婦健康診査受診票が使えます。

正常な経過をたどっていても、妊娠・分娩はどの方にもリスクが伴います。そのため、医師と連携しながら診察させていただきます。

妊婦健診に来られた妊婦さんへの助産師の保健指導は従来どおり継続させていただきます。

妊娠・出産は女性の一生の一大イベントです。元気な赤ちゃんを安全にそして安心して出産していただくためのお手伝いをさせていただきます。

詳しくは、病院ホームページや産婦人科外来看護師にお問い合わせください。



助産師外来の様子

4D外来も行っています



☎ 高島市民病院 ☎ (36) 0220 (代表)

駅前5駐車場で 有料化工事を行います！

4月から下図の5つの駅前市営駐車場を有料の一時利用駐車場とします。このことに伴う整備工事のため、一定期間閉鎖します。ご不便をおかけしますがよろしくお願いします。

【閉鎖期間】2月上旬～3月末

※各駐車場の実際の閉鎖期間については、駐車場入口の看板をご確認ください。

近江高島駅前第2駐車場を 閉鎖します！

3月15日で近江高島駅第2駐車場を閉鎖します。

【新旭駅 周辺駐車場】



【安曇川駅 周辺駐車場】



【近江高島駅 周辺駐車場】



▼近江高島駅前第2駐車場は、4月から駐車場運営会社が引き続き運営される予定です。

☎ 交通対策課 ☎ (22) 0058

駅前市営駐車場を一時閉鎖します

平成26年度に実施した 里湖で地域を結ぶウォーキング

- 第1回 新旭 3月23日(日)
- 第2回 今津 4月27日(日)
- 第3回 朽木 5月25日(日)
- 第4回 マキノ 6月22日(日) 雨天中止
- 第5回 安曇川 9月28日(日)
- 第6回 高島 10月26日(日)
- 第7回 新旭 11月23日(日)



里湖で地域を結ぶ ウォーキング

平成25年からスポーツ推進委員の活動の一つとして、高島市の四季折々の自然に触れながら、老若男女が参加していただける「里湖で地域を結ぶウォーキング」を開催してきました。現代社会においては、運動不足になりがちで日々、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも楽しみながら運動習慣を身につけることが重要です。ウォーキングを通じて、人とのふれあいを大切にしながらい市民誰もが健康の向上に取り組んでいただき、活力あるまちづくりにつなげていければと考えています。

他にも地域に出向き、スポーツ活動のサポートも始めています。来年度も継続して実施予定です。ですので、スポーツ推進委員と一緒に楽しくスポーツをしましょう。

☎ 高島市スポーツ推進委員会 (市民スポーツ課内) ☎ (32) 4459

▼高島市スポーツ推進委員の紹介

マキノ	響庭 喜浩	朽木	尾中 一彦	高島	田中 孝夫
	井花 春美		河合 広雄		田中 亨
	山腰 与一		武田 基裕		中村 久昭
	志連 正明		岸本 泰子		堤 千賀子
今津	中村真由美	安曇川	田邊 栄美子	新旭	木津 紘子
	山本 涉		青井 美幸		川島 浩之
	松本 貴志		小島 睦		川口 めぐみ
	早川 眞由美		梅村 誠一郎		井保 竜也
	高田 ゆかり		早藤 納		大江 大
	奥村 竜二		大久保美千代		清水 佳治
川原林 祐子	井上 幸子	足立久美子			
	伊崎 一朗		梅村 晶子		

救急救命士の 処置範囲が 拡大されました

これまで、救急救命士が行う救命処置は、心臓や呼吸が止まった傷病者に限られていましたが、法の改正により平成26年4月1日から心臓や呼吸が止まる前の傷病者に対して行う処置が追加されました。高島市でも認定を受けた救急救命士が平成26年11月1日から運用を開始しています。

救える命を救うために、救急救命士の活動にご協力をお願いします。 ※実施する場合は、医師からの具体的な指示の下に行います。

- ◎追加された処置
 - 心肺機能停止前の静脈路確保と輸液(点滴)
 - 血糖値測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与
- ◎期待される効果
 - 心肺機能停止前の重症な傷病者に対して、早く処置を行うことで、症状の悪化防止や改善が期待されます。

☎ 消防本部警防課 ☎ (22) 5402

